

消費税 8% から 10% に変更に伴う、物品及び手数料の変更について

(令和元年 10 月 1 日より)

平素より当会事業に格別のご協力を受け賜り誠に有難うございます。
さて、皆様もご承知の通り、消費税が本年 10 月より変更されることに伴い、当会で取扱いしている物品及び手数料が変更となりますので、下記の通りお知らせ致します。

項目	現行 (9/30 まで) (税込)	増税後 (10/1 以降) (税込)
ダイヤルステッカー 1 枚	65 円	66 円
保安基準適合証 1 冊	515 円	525 円
電子保安基準適合標章 専用紙 1 冊	500 円	510 円
電子保安基準適合証 システム利用料 (1 台)	36 円	36 円 ※変更なし
日整連 OSS 代理申請手数料 (1 台)	208 円	212 円

10月以降の商工組合の取扱商品について

令和元年10月1日より消費税が10%になり、商工組合取扱商品も消費税10%になります。

新税率適用のタイミングは、10月に納品したものになりますので、9月にご注文頂いていても、納期が10月以降になる商品は消費税が10%になりますので予めご了承ください。

また、商工組合取扱商品の中にも、お値段そのままの商品もございます。

例えば、公論出版の書籍で現在発行されている書籍は10月以降もそのままの金額になります。10月以降の新刊より価格変更になります。

商品の消費税に関して詳しくお聞きになりたい方は、商工組合にお問い合わせください。

和歌山県自動車整備商工組合 TEL:073-422-2466